

## 生駒市規則第13号

生駒市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

### 生駒市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市立保育所条例施行規則（平成13年3月生駒市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（保育時間）

第3条 保育所における保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、土曜日にあつては、午前7時30分から午後6時までとする。

(1) 保育標準時間の場合 午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 保育短時間の場合 午前8時30分から午後4時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、保育時間を変更することができる。

第6条第4号中「条例第2条の2に規定する保育の実施基準」を「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条に規定する事由」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（規則で定める延長保育）

第8条 条例第4条の2の規則で定める延長保育に係る費用（以下「延長保育料」という。）は、別表のとおりとする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

延長保育料表

入所児童の属する世帯の階層区分	延長保育料					
	午前7時00分から午前7時30分までの保育		午前7時30分から午前8時30分までの保育及び午後4時30分から午後6時30分までの保育（保育短時間の場合に限る。）		午後6時30分から午後7時30分までの保育	
	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下
A階層	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B階層	月額800円	日額70円	月額1,600円	日額150円	月額1,600円	日額150円
C <sub>1</sub> 階層からC <sub>18</sub> 階層まで	月額1,600円	日額150円	月額3,200円	日額300円	月額3,200円	日額300円

別表備考第3項中「別表備考第4項各号」を「別表備考第8項各号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

# 保育所入所申込書

第 号

年 月 日

生 駒 市 長 様

月入希
月入決
歳
歳児室

(誓約) 保育所への入所について関係書類を添えて申込みいたします。なお、入所選考及び保育料決定のため、世帯員の所得額・所得税額・市民税額の調査事務の権限を委任することを承諾します。  
 保育所入所申込書及び勤務状況等証明書等の添付書類の記載内容について、適正であるか確認する必要が生じた場合、その調査をされることに異議を申し立てません。  
 決定された保育料は、遅滞なく納付し、滞納しないことを誓います。滞納した場合は、児童手当法第22条の3第1項の規定に基づき、私又は私の配偶者が支給を受ける児童手当の額から滞納分保育所保育料について、当該児童手当の支払い期日をもって支払いに充てる旨を申し出るとともに、その他いかなる措置を講じられても異議を申し立てません。  
 申請書類、面接調査に際して、内容が実態と異なる場合は、保育所入所決定を取り消されても異議ありません。

保護者 住 所 .....

ふりがな  
氏 名

印

自宅電話番号

※本人が署名する場合は押印を省略することができます。

父外出時連絡先

母外出時連絡先

◎太枠で囲んだところをご記入ください。

区 分	ふりがな 氏 名	入所児童 との続柄	生年月日	性 別	職 業	勤務先(学校等)の状況			入	
						会社名・学校名	所 在 地	電 話		
入所児童の 家庭の状況	入所児童	本人	月 日生	男・女	/				入決	
	入所児童の 世帯員	父	月 日生							保
		母	月 日生							本人
			月 日生							書
			月 日生							
			月 日生							
			月 日生							
保育の実施を希望する期間			年 月 日 から 年 月 日 まで							
入所を希望 する具体的 理由	入所を希望 する保 育 所 名 (全園記載可。 ただし、内定後 辞退は減点有)		1	4						
			2	5						
			3	6						
年1月1日現在の住所			※現住所と同じ場合は同上に○をし、異なる場合は同上を二重線で消して住所をご記入ください。 同上							
祖父母の状況	児童との 居住状況	児童を保育できない理由			年齢	住 所				
父 方	祖 父	同居・別居	就労・病気・障がい・介護・ 遠方・離別・他界・他( )							
	祖 母	同居・別居	就労・病気・障がい・介護・ 遠方・離別・他界・他( )							
母 方	祖 父	同居・別居	就労・病気・障がい・介護・ 遠方・離別・他界・他( )							
	祖 母	同居・別居	就労・病気・障がい・介護・ 遠方・離別・他界・他( )							

様式第 2 号中「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。